

平成31年第4回

# 甲佐町議会臨時会会議録

平成31年4月26日

熊本県甲佐町議会

## 平成31年第4回甲佐町議会（臨時会）目次

### ○4月26日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 町長の提案理由の説明について	3
日程第4 同意第4号 甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を 求めることについて	4
日程第5 承認第1号 専決処分の報告及び承認について	5
日程第6 承認第2号 専決処分の報告及び承認について	11
日程第7 承認第3号 専決処分の報告及び承認について	13
日程第8 承認第4号 専決処分の報告及び承認について	14
日程第9 承認第5号 専決処分の報告及び承認について	18
日程第10 議案第28号 「工事請負契約の変更について」の一部訂 正について	20
閉会	23

4月26日（金曜日）

平成31年第4回甲佐町議会（臨時会）議事日程

(第1号)

1. 招集年月日 平成31年4月26日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 4月26日 午前10時00分 議長宣告  
1. 閉会 4月26日 午前11時30分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 山本洋子	総務課長 一圓秋男
企画課長 北野太	地域振興課長 北畑公孝
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 古閑敦
住民生活課長 井上理恵	総合保健福祉センター所長 奥村伸二
福祉課長 福島明広	農政課長 井上幸介
建設課長 志戸岡弘	環境衛生課長 橋本良一
会計課長 山本洋子	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 荒田慎一
社会教育課長 吉岡英二	

1. 開会 4月26日 午前10時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 森田精子 8番 宮本修治

## 1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

## 1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の提案理由の説明について

日程第4 同意第4号 甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて

日程第5 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

日程第6 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

日程第7 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

日程第8 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

日程第9 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

日程第10 議案第28号 「工事請負契約の変更について」の一部訂正について

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

**○議長（宮川安明君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより平成31年第4回甲佐町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

**○議長（宮川安明君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時議会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番、森田精子議員、8番、宮本修治議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

**○議長（宮川安明君）** 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

同意第4号、甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて、承認第1号から承認第5号までの専決処分の報告及び承認について、議案第28号、「工事請負契約の変更について」の一部訂正について、以上7件を上程いたします。

---

### 日程第3 町長の提案理由の説明について

**○議長（宮川安明君）** 日程第3、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、平成31年第4回甲佐町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速ではございますけれども、提案をいたしております各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今期臨時会に提案をいたしております案件は、同意案件が1件、承認案件が5件、訂正議案1件、合わせて7件でございます。

同意案件につきましては甲佐町固定資産評価員の選任についての同意を、承認案件につ

きましては平成30年度甲佐町一般会計補正予算第6号のほか4件の専決処分の報告及び承認を、訂正議案につきましては、大変申し訳なく、お詫びを申し上げるところでありますけれども、先の議会でご議決をいただきました工事請負契約変更の一部訂正を提案させていただきます。

各議案のご審議の節は各担当課長等に説明をいたさせますので、適切にご議決をいただきますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** 以上で、奥名町長の提案理由の説明を終わります。

**日程第4 同意第4号 甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて**

**○議長（宮川安明君）** 日程第4、同意第4号「甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** 同意第4号についてご説明申し上げます。

同意第4号、甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて。下記の者を甲佐町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記。住所、甲佐町大字■■■■■■。氏名、古閑敦。■■■■■■日生まれ。

平成31年4月26日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、現評価員の辞職願に伴います後任者の選任を行うためでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、本田議員。

**○12番（本田 新君）** 同意第4号、甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることでもありますけれども、これにつきましては、税務課長をしておられる古閑課長が評価員になられるということでもありますので、何ら異議なく同意をいたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、同意第4号「甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて」採決をいたします。

本案は原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第5 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第5、承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 承認第1号についてご説明申し上げます。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成31年4月26日提出。町長名です。

次ページをお願いいたします。専決処分書です。

専第1号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、下記の事項を専決処分する。

平成31年3月31日。町長名です。

記。1、平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）。

次の次のページをお願いしたいと思います。1ページです。

平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,413万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億2,041万6,000円といたしております。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費の補正。第2条、翌年度へ繰り越して使用することができる経費の追加は、第2表、繰越明許費補正によります。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によります。

平成31年3月31日。町長名です。

次ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。款2地方譲与税に508万6,000円を追加し、6,208万7,000円といたしております。1の地方揮発油譲与税、2の自動車重量譲与税です。

款3利子割交付金に51万2,000円を追加し、111万2,000円としております。1の利子割交付金です。

款4 配当割交付金に114万9,000円を追加し、214万9,000円としております。1の配当割交付金です。

款5 株式等譲渡所得割交付金に64万3,000円を追加し、164万3,000円としております。1の株式等譲渡所得割交付金です。

款6 ゴルフ場利用税交付金に93万3,000円を追加し、1,093万3,000円としています。1、ゴルフ場利用税交付金です。

款7 地方消費税交付金に1,013万6,000円を追加し、2億13万6,000円としております。1の地方消費税交付金です。

款8 自動車取得税交付金に447万6,000円を追加し、1,447万6,000円としております。1の自動車取得税交付金です。

款10 地方交付税に5,737万5,000円を追加し、22億8,205万2,000円としております。1の地方交付税です。

款11 交通安全対策特別交付金に25万8,000円を追加し、95万8,000円としております。1の交通安全対策特別交付金です。

款14 国庫支出金から12万1,000円を減額し、17億5,568万円としております。2の国庫補助金です。

款15 県支出金から2,179万2,000円を減額し、7億6,976万4,000円としております。2の県補助金です。

款16 財産収入に34万1,000円を追加し、739万円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

次ページをお願いします。

款17 寄附金から44万4,000円を減額し、1,655万7,000円としております。1の寄附金です。

款18 繰入金から728万6,000円を減額し、4億3,130万5,000円としております。1の基金繰入金です。

款21 町債から6,540万円を減額し、16億266万9,000円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額84億3,455万円から1,413万4,000円を減額し、84億2,041万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款2 総務費から125万3,000円を減額し、11億3,995万7,000円としております。1の総務管理費、3の戸籍住民登録費です。

款3 民生費から210万6,000円を減額し、20億5,376万6,000円としております。3の災害救助費です。1の社会福祉費につきましては財源内訳変更で、補正額はございません。

款4 衛生費は財源内訳の変更で、補正額はございません。

款5 農林水産業費から225万円を減額し、2億4,864万8,000円としております。1の農業費です。2の林業費につきましては財源内訳変更で、補正額はございません。

款6 商工費は財源内訳変更で、補正額はございません。

款7土木費から852万5,000円を減額し、14億8,608万円としております。4の住宅費です。1の土木管理費から3の河川費までは財源内訳変更で、補正額はございません。

款8消防費から款10災害復旧費までは財源内訳の変更で、補正額はございません。

歳出合計、補正前の額84億3,455万円から1,413万4,000円を減額し、84億2,041万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、明許繰越費補正です。1、追加です。款8消防費項1消防費、事業名防火水槽整備事業、金額1,953万6,000円です。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。1、変更です。起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額でご説明申し上げます。

過疎対策事業債から1,770万円を減額し、5億6,200万円としております。

緊急防災・減災事業債から310万円を減額し、5,670万円としております。

公共事業等債から310万円を減額し、890万円としております。

公営住宅建設事業債から1,180万円を減額し、4億8,140万円としております。

災害復旧事業債から2,960万円を減額し、3億4,080万円としております。

歳入欠かん債から10万円を減額し、210万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願いいたします。本予算全部についての質疑です。

6番、佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。ページ14の繰入金、基金繰入金の熊本地震復興基金繰入金についてお尋ねをしたいと思います。

基金残高が4,600万ほどあるかと思うんですが、これについては、これから先どうふうにされようとしているのかということと、一部損壊で30万以上の修理をした場合には支援金の支払いがあったと思うんですが、30万、50万、それにまた100万以上というような支援の分け方があったと思いますが、そういった支援の状況と、それ以外の一部損壊で支援を受けてない世帯がどれくらいあるのか、教えていただきたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時20分

再開 午前10時26分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

**○総務課長（一圓秋男君）** すみません、遅れて申し訳ありません。

繰入金につきまして、今後どのようにしたいのかというご質問でございました。今回補正を上げさせていただいておりますけれども、現在、熊本地震復興基金の残高でございますけれども、1億8,700万ほどの残高がございます。現在、使用しておりますのが、災害公営住宅、また、起債の対象外の事業に使っているところでございます。

今後につきましても、そのように起債の対象外等の事業としてやっていきたいというのがございます。ただ、事業に当たっては、県のほうと十分協議して実施していくということになるかと思えます。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** ご質問にお答えいたします。

熊本地震に関しまして、被災者の方に災害義援金の配分の事務を行っておりますけれども、佐野議員のご質問、一部損壊世帯に対する義援金の配分の件ではなかったかと思えます。一部損壊世帯への義援金配分につきましては、修理費が100万円以上かかったところに対しましては、県のほうから10万円。それから、修理費用が30万円から50万円の世帯に対しましては、町からの義援金が3万円。それから、修理費用50万円から100万円までの世帯に対しましては5万円の義援金を1次配分で行っております。

ただ、本年2月に開催されました県の災害義援金配分委員会におきまして追加配分の決定がされておりますので、それにあわせて、町義援金のほうから、修理費用が30万円以上かかった世帯に対しまして、町の義援金から全壊及び解体世帯に対しまして2万4,000円。それから半壊世帯——大規模半壊世帯を含みますが——世帯に対しまして1万2,000円。それから一部損壊世帯ですね、30万円を超える修理費用がかかった一部損壊世帯に1万円の追加配分をいたしております。以上が現在の一部損壊世帯に対する支援の状況になります。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 6番、佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 今のですね、一部損壊に対する支援金の内訳ということで説明がありましたが、世帯数というのはわかりますか。どれぐらいずつなのか。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** まず、県の一部損壊の義援金の配分対象となった世帯が107件ですね。それから、町の義援金の配分対象となった世帯が、修理費用が100万円以上かかった世帯、これは現在、既に配分を済ませた世帯というところでお伝えいたします。100万円以上の世帯が105件、50万円以上100万円未満の世帯が82件、30万円以上50万円未満の世帯が45件ということになっております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** 6番、佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** それ以外の支援ができなかった一部損壊ですね、がどれだけあるかということと、それと、ちょっと私も認識が間違ってたところがあって申し訳なかつ

たんですけど、基金の残高というのは1億8,700万ということでよろしいんでしょうかね。はい。なら、今の支援を受けなかった世帯について、一部損壊の数を教えてください。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** 現在、手持ちで持っております資料が、今年2月末に開催しました町の義援金の配分委員会における資料の数字で申し上げたいと思います。

被害認定調査が昨年の5月末で終了しておりますが、その段階で、り災証明書の発行件数になると思います、一部損壊世帯が1,348棟というところで把握しております。そのうちり災証明書の発行件数が、一部損壊世帯につきましては949棟というところになっております。この中で修理費が30万円以上かかった世帯が、先ほど申し上げた数になります。よろしいでしょうか。

（「支援を受けなかった世帯は何世帯かね」と呼ぶ者あり）

**○議長（宮川安明君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時32分

再開 午前10時36分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** すみません、遅れまして申しわけありません。

先ほどり災証明書の発行件数を949件と申しました。現在までのところ、一部損壊世帯として義援金のほうを支払いしている件数が、修理が30万円以上100万円未満というところで逆算しますと、715件が未申請という形になりますが、もちろんその中には、まだ修理が終わってなくてされてない方もおられると思いますし、この修理費用が基準に該当していないところもあるかとは思われます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかに質疑ありませんか。

10番、井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 同じく14ページの寄附金のことについてなんですけども、これはふるさと納税のことだというふうに思うんですけども、この額については、それぞれ自治体によって大きく違うわけですけども、貴重な財源とともに、地域の産業振興にもつながるものなわけですけども、この1,600万という額ですね、この取り組みについてどういうふうにお考えか、ちょっとお尋ねをいたします。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（北畑公孝君）** ふるさと納税の1,600万程度の寄附について、どういうお考えかということですけども、もちろんふるさと納税については、他自治体にお住まいの方が甲佐を応援するという意味で寄附金をいただいております。これについては、もちろん多ければ多いほど、町としては財源が潤うという形にはなるかと思えます。

ただ、1,600万円について、どのように思うかという、なかなか難しい質問ではございますが、平成29年度からネット決済を導入しましたところ、飛躍的に寄附金が増えております。今後もですね、寄附金が増えるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかに質疑ありませんか。

7番、荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番。ページ数ではなくてですね、全体的なことでお聞きいたしますけれども、歳出のほうで、財源内訳等の中で国県の補助金が引かれて、一般財源のほうで財源内訳変更の項目が多いかなと思います。その中で、町としての30年度の国県あたりの補助金の減額にあわせて財源の負担が増えているのではないかと思いますので、そのあたりをお尋ねいたします。

**○議長（宮川安明君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 今日提案しておりますこの一般会計の専決処分の内容を見ていただくとおわかりのとおり、確かにおっしゃるような向きもあるかもしれませんが、一般財源が増えとる部分もあれば減ってる部分もあろうかと思います。最終的には、ご心配をされるような範囲の一般財源の持ち出しではないということをご理解いただけるんじゃないかと思いますので、よろしく申し上げます。

**○議長（宮川安明君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、本田議員。

**○12番（本田 新君）** 承認第1号、専決処分の報告及び承認についてであります。予算書の中身を見てみますと、1,400万近くの減額の補正がされております。そして、中を見ますと、また財源内訳変更というようなことでありますし、また、今の町長のご答弁にありますとおり、財政的にも何ら問題もない補正予算でありますので、本案に賛成をいたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することと決定しました。

---

#### 日程第6 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第6、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） それでは、承認第2号についてご説明申し上げます。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成31年4月26日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

専第2号、専決処分書です。

専第2号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成31年3月31日提出。町長名です。

記。1、平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）です。

次の次のページをお願いいたします。

平成30年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,681万3,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

平成31年3月31日。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。まず、歳入です。款1国民健康保険税から398万9,000円を減額し、2億7,202万9,000円としております。1の国民健康保険税です。

款3県支出金に670万6,000円を追加し、10億8,622万8,000円としております。1の県補助金です。

歳入合計、補正前の額18億8,409万6,000円に271万7,000円を追加し、18億8,681万3,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款1 総務費につきましては、財源内訳変更によりまして、補正額は0円としております。

款2 保険給付費から1,385万円を減額し、10億5,216万9,000円としております。1の療養諸費、2の高額療養費になります。3の移送費につきましては、財源内訳変更によりまして、補正額は0円としております。

款3 国民健康保険事業納付金並びに款5 保険事業費につきましては財源内訳変更によりますもので、補正額は0円としております。

款8 予備費、予備費に1,656万7,000円を追加しまして、9,118万5,000円としております。

歳出合計、18億8,409万6,000円に271万7,000円を追加し、18億8,681万3,000円としております。

今回の補正は、歳入におきまして、現年分の国民健康保険税調定額の減に伴います収納見込額の減額並びに県支出金における平成30年度普通交付金及び特別交付金の額確定に伴う減額・増額、また、歳出におきましては、普通交付金の額の確定の基礎となります保険給付費の減額が主なものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願いします。本予算全部です。

10番、井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 6ページですけれども、保険者努力支援交付金ですけれども、225万2,000円というふうに減額になっていますけれども、これは単なる見込み違いなのか、それともですね、評価をされなかった、点数化されていますけれども、どこで評価されていなかったのか、そこら付近の原因をですね、ちょっとお尋ねをいたします。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（井上理恵君）** ご存じのとおり、平成30年度4月から国保の財政運営責任が県のほうに移行いたしまして、その関係で、30年度から補助金等に係ります事務の流れが大きく変わっております。

今回の専決処分におきまして、特別交付金の中の保険者努力支援交付金225万2,000円を減額しておりますが、この減額した分につきましては、その下にあります特別調整交付金分（市町村分）の中に、こちらのほうに含まれて交付をされております。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。承認第2号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、ただいま担当課長から説明がありましたように、各項目の確定に伴います増額の補正ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第7 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第7、承認第3号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（井上理恵君） 承認第3号についてご説明申し上げます。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成31年4月26日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

専第3号、専決処分書です。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成31年3月31日提出。町長名です。

記。1、平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）です。

次の次のページをお願いいたします。

平成30年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,445万1,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

平成31年3月31日。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。まず、歳入です。款7諸収入から8万9,000円を減額し、368万7,000円としております。4の受託事業収入です。

歳入合計、補正前の額1億4,454万円から8万9,000円を減額し、1億4,445万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款3保健事業費から7万9,000円を減額し、347万7,000円としております。1の健康保持増進事業費です。

款5予備費から1万円を減額し、35万1,000円としております。

歳出合計、補正前の額1億4,454万円から8万9,000円を減額し、1億4,445万1,000円としております。

今回の補正は、後期高齢者の歯科口腔健康診査事業に係る年度分費用請求額の額確定に伴う減額です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番。承認第3号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、後期高齢者特別医療の補正予算でございますけれども、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、承認第3号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

---

**日程第8 承認第4号 専決処分の報告及び承認について**

○議長（宮川安明君） 日程第 8、承認第 4 号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（古閑 敦君） それでは、承認第 4 号についてご説明申し上げます。

承認第 4 号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成31年 4 月 26 日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

専決処分書になります。

専第 4 号、専決処分書。地方自治法第179条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成31年 3 月 31 日提出。町長名です。

記。1、甲佐町税条例等の一部を改正する条例。

専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年 3 月 29 日にそれぞれ公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例を改正する必要が生じたため専決処分を行ったものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町税条例等の一部を改正する条例。甲佐町税条例の一部改正。第 1 条、甲佐町税条例の一部を次のように改正する。

以下、第 2 条から第 5 条まで改正がございしますが、改正内容につきましては、別に添付しております資料 1 により説明させていただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、別紙の資料 1 のほうをお願いいたします。

資料 1 になります。平成31年度地方税法等の一部改正に伴う町税条例の改正要旨になります。

まず、個人住民税でございます。個人住民税の改正につきましては、1 番から 3 番までが主な改正でございます。まず、1 番といたしまして、個人の住民税の非課税の範囲の改正でございます。これにつきましては令和 3 年 1 月 1 日の施行ということになります。

これにつきましては、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給されます児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得が135万円以下であるひとり親に対しまして、個人住民税を非課税とする改正でございます。

現行の個人住民税の非課税措置の範囲といたしましては、障がい者、未成年者、寡婦・寡夫の方々が非課税ということになっております。令和 2 年度までは合計所得が125万円

ということで、125万円以下の方は非課税というふうな範囲となっております。

次に、2番といたしまして、寄附金税額控除、いわゆるふるさと納税の改正になります。これにつきましても本年6月1日の施行ということになります。

特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とする改正でございます。この特例控除対象寄附金といいますのは、総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で指定した団体に行う寄附金になります。

内容といたしましては、寄附金の募集を適正に実施する地方団体で、返礼品を送付する場合には以下のいずれも満たす地方団体ということで、返礼品の返礼割合を3割以下にすること、返礼品を地場産品とすること、この2点を満たし、総務大臣が指定した団体に対する寄附金のみが今後対象となる改正でございます。

次に、3番といたしまして、個人住民税における住宅ローン控除に対する対応の改正でございます。

消費税率10%が適用される住宅取得等につきまして、住宅ローン控除の控除期間が3年間延長になります。現行が10年ですので、改正後、13年ということになります。ただ、11年目以降の3年間につきましては、消費税率2%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限ということで、取得価格の2%、消費税の上乗せ分の2%を3年間にわたって控除するという形になります。

今回の改正に伴いまして、個人住民税における住宅ローン控除に係る対応も、延長された控除期間内においては、所得税から控除しきれない額については現行制度と同じ控除限度額の範囲内において個人住民税から控除するという措置を講ずるということになります。

次のページをお願いいたします。

次に、固定資産税の改正でございます。

固定資産税につきましては4番と5番が主な改正点でございます。まず、4番といたしまして、高規格堤防の整備に伴う建て替え家屋に係る税額の減額措置の創設でございます。

高規格堤防整備事業の事業区域内における家屋の所有者が、事業の実施により仮移転し、事業後に一定の家屋を新築した場合に、当該家屋の固定資産税の税額を最初の5年度分、下記のとおり減額するという措置になります。

家屋の種類といたしまして、住宅、居住の部分につきましては3分の2の減額、非居住部分につきましては3分の1の減額ということになります。住宅以外の家屋につきましては3分の1の減額という減額措置の創設でございます。

次に、5番目といたしまして、熊本地震の被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充でございます。

震災等により滅失・損壊した住宅の敷地に係る固定資産税につきましては、被災後2年度分、当該敷地を住宅用地とみなし、住宅用地の課税標準の特例措置を適用されている被災住宅用地について、住宅用地として使用することができないと町長が認める場合、適用期間を2年度分延長する改正でございます。

次に、軽自動車税の改正でございます。軽自動車税につきましては、6番、7番が主な

改正点でございます。まず、6番として、グリーン化特例に係る改正でございます。平成31年度、令和2年度取得分につきましては現行の特例措置を延長ということになります。その後、令和4年度、令和5年度のグリーン化特例につきましては軽乗用車のみでの改正になります。

下に表がありますけれども、右の表がそのまま2年間延長になります。その後、令和3年の4月1日から令和5年の3月31日までに取得された軽乗用につきましては、軽減率のほうで電気自動車、天然ガスのほうで75%軽減、そのほかにつきましては軽減がなくなるというような改正でございます。

貨物用の軽自動車につきましては2年間の延長ということで、単純な延長になります。次のページをお願いします。

次に、環境性能割に係る改正でございます。

環境性能割につきましては、本年10月1日の消費税10%への引き上げのときに自動車取得税を廃止し、新たに創設されるもので、10月1日以降に取得される新車・中古車に対して課税されるものになります。

平成28年度に改正された分と今回改正された分で、ハイブリッド、ガソリン車のところに一つ区分が増えております。2020年度基準プラス20%達成という区分が一つ増えておりまして、税率としては非課税というところで、一つ区分が増えているところです。

ただ、表の下に書いておりますけれども、消費税引き上げに伴う対応といたしまして、本年10月1日から令和2年の9月30日までの間に自家用自動車を取得した場合には、環境性能割の税率を1%分軽減するということになりますので、改正後に書いてあります2020年度達成基準の1%については、この分が非課税となり、2015年基準プラス10%達成と、上記以外と書いてある2%のところは1%になるという改正でございます。

このほかに地方税法及び政令、省令の改正に伴います字句、引用条項等の改正を行っているところです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

**○2番（甲斐高士君）** 2番です。承認第4号、専決処分の報告及び承認についてありますけれども、これにつきましては、ただいま担当課長のほうからも説明がありましたように、地方税法等の一部改正に伴いまして町の税条例も改正するというところでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

---

## 日程第9 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第9、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（古閑 敦君） 承認第5号についてご説明申し上げます。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成31年4月26日提出。町長名でございます。

次のページをお願いします。

専決処分書になります。

専第5号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成31年3月31日。町長名です。

記。1、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する省令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、本条例を改正する必要が生じたため専決処分を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。甲佐町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書き中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附則。施行期日。1、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

適用区分。2、この条例による改正後の甲佐町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、平成30年度分までの国民健康保険税について

は、なお従前の例による。

次のページとその次のページにつきましては、新旧対照表になります。

最後のページに資料1をつけております。平成31年度地方税法等の一部改正に伴う国保税条例の改正要旨でございます。

まず、1番目に、基礎課税額に係る課税限度額の引き上げに伴う改正でございます。これにつきましては、高所得層の負担が増えるということになります。

医療給付費課税分につきましては、これまで58万円でしたけれども、61万円に引き上げられます。後期高齢者支援金等の課税分19万円と介護納付金課税分につき16万円につきましては、改正はございません。

次に、低所得者に係る減額措置の拡充に伴う改正です。中低所得者に係る5割軽減及び2割軽減について減額措置の拡充を図るという軽減枠が広がるということになります。

5割軽減の対象となる世帯につきましては、これまでのベースとなります33万円に、被保険者数と特定同一世帯所属者数を足して27万5,000円を掛けておりましたけれども、これが28万円に拡充されております。

2割軽減の対象となる世帯につきましても、同じく50万円を掛けておりましたけれども、51万円に拡充されるという改正になります。

なお、この条例につきましては、平成31年度分の国民健康保険税から適用されます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

10番、井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 限度額の引き上げですけども、多分、去年も引き上げられたというふうに聞いておりますけども、ここ五、六年ですね、引き上げられた年度とですね、その額について、ちょっとお尋ねをいたします。

**○議長（宮川安明君）** 税務課長。

**○税務課長（古閑 敦君）** すいません、この限度額につきましては、議員言われるとおりがっておりますけれども、去年が57万から58万円に上がったというふうには思いませんけど、ちょっと以前の数字は覚えておりませんので、申し訳ございません。

それと、限度額のほうは毎年上がっておりますけれども、軽減枠のほうも、この算定する金額のほうが上がっておりますので、限度額も上がりますけれども、軽減枠のほうも広がっているというような状況で、今、推移しているところでございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

10番、井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討

論をさせていただきます。

私も議会のほうでは質問させていただいておりますけれども、国保税は協会けんぽ、それから組合健保、共済等の公的医療保険と比べましても大きな格差があります。国保加入者が所得や生活の実態からすると、この高過ぎる国保税が国保の制度上の構造的な問題となっているところがございます。

こうした中、国は、昨年4月から国保の都道府県化をスタートさせました。今、緩和策がとられておりますけれども、今後、本格的な値上げに動き出す危険性もございます。今後さらに引き上げがされるならば、住民の命と健康、暮らしが脅かされるだけではなくて、制度そのものの存立が脅かされる事態を引き起こされかねません。こうした中で限度額は、資料が今はですね、ないということでしたけれども、ほぼ毎年のように引き上げられるというふうに聞いております。

今回の値上げは医療の分の3万円の値上げですけれども、医療分、支援分、介護分、合わせますと限度額は96万円にもなるものがございます。既に限界というべき状態ではないかというふうに考えます。

よって、限度額の引き上げについての専決は承認をすることができません。また、軽減につきましても、さらに拡充をさせる必要があり、今回の議案については反対をいたします。

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番、鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 4番。承認第5号、専決処分の報告及び承認につきましては、国保会計の基礎課税額に係る課税限度額で、高所得者層については医療給付費課税分が現行の58万から61万と3万円の負担増にはなっておりますけれども、中低所得者層については減額措置の拡充ということも図られておりますことから、持続可能な国保運営の措置であると認識するとともに地方税法の改正に伴う本町の国保税条例の改正であることから、何ら異議なく承認いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（宮川安明君）** 起立多数。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第28号 「工事請負契約の変更について」の一部訂正について

**○議長（宮川安明君）** 日程第10、議案第28号「「工事請負契約の変更について」の一部訂正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 議案第28号についてご説明申し上げます。

議案第28号「工事請負契約の変更について」の一部訂正について。平成31年第1回議定例会において議決を得た「工事請負契約の変更について」（議案第13号）の一部を次のとおり訂正するものでございます。

議案本文中「8,471万1,960円」を「8,216万7,549円」に訂正するものでございます。

平成31年4月26日提出。町長名でございます。

提案理由といたしましては、議決を経た事件の変更後の契約金額について訂正したいので、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いします。

説明資料にてご説明をさせていただきます。

今回の工事につきましては、普通河川安平河川災害復旧工事（その1）ほか3件の合冊入札を行った災害工事4件になります。

上段の訂正前の表が前回ご議決をいただいたときの表で、変更契約額の合計欄の赤書きの金額について誤って設計額を記載し、変更契約額の合計になっておりませんでした。誠に申し訳ございませんでした。

下段の表が訂正後の変更契約額の合計であります。差額が254万4,411円ありますが、合計金額の誤りでありましたので、今回の訂正に伴う各工事のですね、変更契約の内容、金額については変更ございません。

このような誤りをして大変申し訳ございませんでした。今後このようなことがないように努めてまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

12番、本田議員。

**○12番（本田 新君）** 課長のほうから今説明がありましたように、単なる計算間違いというか、ケアレスミスというようなことであります。それはそれとして、地震から丸3年、職員の方々もこんなミスが出るというところに何か、そこにもそういった地震から3年でフル回転してこられたということから、何か執行部のほうではそういったことがあるんではないかとか、そういったことについて何か考えておられるとか、町長にお尋ねしたいんですけども、どうでしょうか。

やっぱり上層部のほうがしっかり気配り、目配りをもっとされる的な点があるかどうか。また、開会前に十何名ですか、職員の方が入ってこられて、これは今までになかったような職員の数の採用が行われております。それについて、町長として、今のお考えはどういうお考えを持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 今回のミスと、それから心理的ストレスによる影響と、何か関係がありやしないかというような意味でのご質問だったかと思えます。

今回の訂正のご議決をいただくに至った件についての直接的な因果関係は、私はないというふうに思っております。ただ、前回の議会の一般質問の中ででしたっけ、そういう心理的なものの影響について、その対処方法等についてのご質問もいただいたかと思っておりますので、そのときにお答えしたようなことで、きちんとした対応をやっていきたいというふうに思っているところであります。

それから、あと一つは何やったですかね。

(「十何名の」と呼ぶ者あり)

新採職員。

(「それについて、大変かなって思いがあるけども、どういうふうに考えておられるのか、その関係も含めてですね」と呼ぶ者あり)

昨年度についても、採用については、4月の採用、それと10月採用等も行っていました。途中、職員の中途退職等もありましたものですから、その辺の補充の意味からも秋に採用を行った経緯もあります。なかなか職員の体制全てが充実した体制になっておるかと言われると、少々不安もありますけれども、今の職員の数の中で万全を尽くしながら対応していきたいというふうに考えます。

以上です。

**○議長（宮川安明君）** ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、本田議員。

**○12番（本田 新君）** 議案第28号、工事請負契約の変更についての一部訂正につきましては、課長の説明がありました。ということで、何ら異議なく賛成をいたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから、議案第28号「「工事請負契約の変更について」の一部訂正について」を採決いたします。

本案は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議されました事件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会前に当たり、奥名町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 平成31年第4回臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご提案をいたしました案件につきまして、慎重審議の上、原案どおりご議決をいただき、誠にありがとうございました。

今回ご議決をいただきました議案におきまして、中に職員の安易なミスもありまして、今後このような事態を招かないよう、また、発生防止のため、チェック体制の強化も図っていきたいと考えているところであります。改めて議員の皆様方にお詫びを申し上げたいというふう存じます。

今後とも町政発展のため特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願いを申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（宮川安明君）** 閉会前に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

執行部におかれましては、本日可決されました案件については、今後の町政執行に万全を期されますとともに、ただいま町長の挨拶にもございましたように、適正な事務処理を行っていただきたいというふうに思います。

本日の審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分尊重されますように切に希望し、これをもって平成31年第4回甲佐町議会臨時会を閉会いたします。

---

閉会 午前11時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録

平 成 3 1 年 第 4 回 臨 時 会

平 成 3 1 年 4 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 宮 川 安 明

編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 岡 本 幹 春

作 成 大 和 速 記 情 報 セ ン タ ー 電 話 (092) 475-1361

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4  
電話 (096) 234-1198